

お知らせ

同時資料作成先

岡山県政記者クラブ

岡山市記者クラブ

『第3回 明日の旭川を語る会』を開催します。

～ 旭川の川づくりについて一緒に考えませんか ～

旭川では、国管理区間を対象とした今後20～30年間に行う河川整備の目標と実施に関する内容を示した「旭川水系河川整備計画」を策定します。

この整備計画を策定するにあたり、専門的知識を有する学識経験者のご意見をいただく場として、下記のとおり「第3回 明日の旭川を語る会」を開催します。

日 時：平成21年10月29日（木）9：30～11：30

場 所：岡山県青年館（岡山市北区津島東1-4-1）
電話番号（086）254-7722

議 題：現状の課題や整備の方向性について

入 場：無料（どなたでも傍聴いただけます。）
開場 9：00～

※傍聴席を十分用意しておりますが、数には限りがございますので、
下記問い合わせ先に事前に申し込みいただくと座席の確保をいたします。

10/28（水）12：00迄にお申し込み下さい。

【問い合わせ先】

国土交通省中国地方整備局 岡山河川事務所

岡山市北区鹿田町2丁目4番36号

電話番号（086）223-5187

FAX（086）234-2298

（担当） 副所長（技術） うえだ 植田 けんじ 憲治（内線205）
調査設計課長 ふじい 藤井 いさお 勲（内線351）

第3回

明日の旭川を語る会

～あなたも将来の旭川を一緒に考えませんか～

「第3回 明日の旭川を語る会」を以下の日程で開催いたします。

本会は、平成20年に実施しました「地域と共に明日の旭川を考える会」、「旭川水系の川づくりに関するアンケート調査」の結果を踏まえ、治水・利水・環境に関する現状の課題や整備の方向性について報告いたします。

「明日の旭川を語る会」はどなたでも傍聴することができます。

開催日

平成21年10月29日(木)

9:30～11:30 (傍聴受付 9:00～)

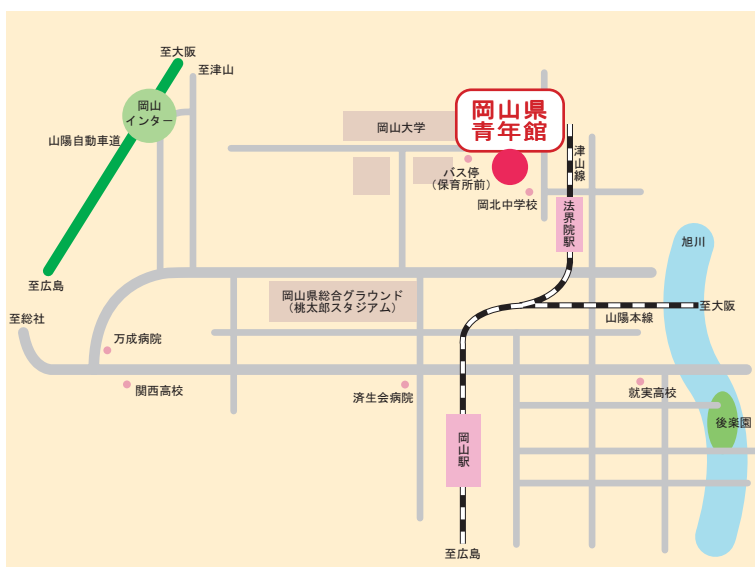
開催場所

岡山県青年館 岡山市北区津島東1-4-1
TEL(086)254-7722

お申し込み方法

傍聴を希望される方は、事前に裏面の傍聴申し込み用紙に氏名、住所をご記入の上、FAXもしくはE-mailにて下記までお申し込み下さい。

なお、当日会場に直接お越しいただいても傍聴は可能です。傍聴希望者が多数の場合は、事前に申し込みをされた方の席を優先的に確保いたしますので、ご了承ください。



お問い合わせ先

国土交通省中国地方整備局 岡山河川事務所 調査設計課

〒700-0914 岡山県岡山市北区鹿田町2丁目4番36号 TEL (086) 223-5187 FAX (086) 234-2298

E-mail: info-okakawa@cgr.mlit.go.jp URL: <http://www.cgr.mlit.go.jp/okakawa/>

旭川水系河川整備計画に関する会議の状況や
策定状況などの情報をお伝えします。

【第3回】明日の旭川を語る会を開催します **公開**

旭川水系河川整備計画原案作成のため、治水・利水・環境の各分野に詳しい学識経験者からなる「明日の旭川を語る会」を開催し、専門家の立場からのご意見を頂きます。

開催日 平成21年10月29日 **木** ※本会は一般の方も傍聴できます。
詳細は裏面の案内をご覧ください。

傍聴をご希望の皆様へ

傍聴にあたっては、次の事項を守って下さい。

- 会場へは、10分前までにお越し下さい。
- 会場入口の受付でご記帳をお願いします。
- 傍聴者の発言は認められていませんが、会場で配付する所定の用紙により意見を提出することができます。
- 受付にて傍聴規定を配付しますので、規定をよくお読みいただき、記載事項を遵守して下さい。

「第3回 明日の旭川を語る会」の傍聴を希望される方は、下記の申し込み用紙にご記入いただき、10月28日までにFAXもしくはE-mailにて送信して下さい。



第3回 明日の旭川を語る会 傍聴申し込み用紙

お申し込み先 **岡山河川事務所 調査設計課** FAX (086) 234-2298
E-mail: info-okakawa@cgr.mlit.go.jp

E-mailにて申し込まれる場合は、以下の要領で氏名、住所、電話番号をお知らせ下さい。

フリガナ

氏名

住所

□□□-□□□□

※町名まで記入
して下さい。

TEL

※支障がない場合に
記入して下さい。

※傍聴申し込み用紙にご記入いただいた個人情報は適正に管理します。ご本人様の同意なしに第三者への開示・提供は致しません。

切り取らずにこのままFAXして下さい

明日の旭川を語る会 規約

(名称)

第1条 本会は、「明日の旭川を語る会」（以下「語る会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本語る会は、国土交通省中国地方整備局長（以下「局長」という。）が「旭川水系河川整備計画（案）」を作成するにあたり、河川法第16条の2第3項の趣旨に基づき学識経験を有する者等の意見を聴く場として設置するものである。

(組織等)

第3条 語る会の委員は、局長が委嘱する。
2 語る会は、別表で掲げる委員で構成する。
3 委員の任期は、原則として「旭川水系河川整備計画」が策定されるまでとする。

(座長)

第4条 語る会には座長を置くこととし、座長は委員の互選によってこれを定める。
2 座長は語る会を代表し、語る会の円滑な運営と進行を総括する。
3 座長は語る会の秩序維持のために必要な措置を事務局に命ずることができる。
4 座長に事故がある時は、語る会に属する委員のうちから座長が予め指名した委員がその職務を代理する。

(語る会の招集)

第5条 語る会は、座長が招集する。
2 語る会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
3 語る会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
4 委員の代理出席は認めない。

(公開)

第6条 語る会は原則公開とし、公開方法については語る会で定める。

(事務局)

第7条 語る会の事務局は、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所に置く。
2 事務局は、語る会運営に係る庶務を処理する。
3 事務局は、第4条3項に基づく座長の指示により、必要な措置を講ずる。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正は、委員総数の3分の2以上の同意を得て行うものとする。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、語る会の運営に関し必要な事項については、語る会で定める。

(附則)

この規約は平成20年2月22日から施行する。

「明日の旭川を語る会」委員名簿

氏名	職名	専門分野
宇佐美 英司 (うさみえいじ)	岡山弁護士会	法律
内田 和子 (うちだかずこ)	岡山大学大学院 社会文化科学研究科 教授	応用地理学 自然地理学
大久保 賢治 (おおくぼけんじ)	岡山大学大学院 環境学研究科 教授	陸水物理学 水工水理学
佐藤 國康 (さとうくにやす)	元 川崎医科大学 教授 (生物学)	環境 (魚介類、両・爬・哺乳類)
田中 収一 (たなかしゅういち)	山陽新聞社 論説委員	地域振興
谷口 守 (たにくちまもる)	筑波大学大学院 システム情報工学研究科教授	都市・地域計画
永井 明博 (ながいあきひろ)	岡山大学大学院 環境学研究科 教授	流域水文学
名合 宏之 (なごうひろし)	岡山大学 名誉教授	河川工学 (水工学)
波田 善夫 (はだよしお)	岡山理科大学 学長	環境 (植物)
久野 修義 (ひさののぶよし)	岡山大学大学院 社会文化科学研究科 教授	日本中世史
松村 眞作 (まつむらしんさく)	元 岡山県水産試験場長	漁業
丸山 健司 (まるやまけんじ)	日本野鳥の会 岡山県支部長	環境 (鳥類)

(敬称略 五十音順)